

## 2022 年度総合職官庁訪問ルール（概要）

### 1 日程

訪問開始	： 6月22日（水）	午前8時30分	
第1クール	： 6月22日（水）～6月24日（金）	（3日間）	
第2クール	： 6月27日（月）～6月29日（水）	（3日間）	←リセット
第3クール	： 6月30日（木）～7月1日（金）	（2日間）	←リセット
第4クール	： 7月4日（月）	（1日間）	←リセット
第5クール	： 7月5日（火）	（1日間）	
内々定解禁	： 7月5日（火）	正午以降	

※ 総合職技術系の既合格者の官庁訪問を2021年度と同様に6月に実施。

### 2 クール制・リセット・事前予約制

#### （1）クール制

- ① 第1クール及び第2クール（6日間）  
同一省庁への訪問は3日に1回（翌日・翌々日の訪問不可）
- ② 第3クール（2日間）  
同一省庁への訪問は2日に1回（翌日の訪問不可）

#### （2）リセット

第3クール、第4クール及び第5クールの各初日（6月30日（木）、7月4日（月）及び5日（火））は、任意の省庁に訪問可能。

#### （3）内々定解禁

内々定解禁：7月5日（火）正午以降

内々定解禁までの間は、受験者に対し、内定、内々定に類似するような言動は一切行わない。

#### （4）土曜日及び日曜日の対応

土曜日及び日曜日（6月25日（土）、26日（日）、7月2日（土）及び3日（日））は、受験者とは電話、メールを含めいかなる接触も行わない。

#### （5）事前予約制

6月13日（月）午前9時から6月21日（火）午後5時までの、各省庁が定める期間中に、電子メール、ウェブシステム等の多数の受験者が同時に申し込むことが可能な方法に限り、開始日の午前8時30分以降の官庁訪問の予約を受付。

原則として受験者の希望どおりに受付。ただし、受験者が特定の日に集中して十分な選考活動を行えなくなる場合には、各省庁の判断で他の日程を提示することも可能。

受験者に対し、予約は1日1省庁に限ることを徹底。

官庁訪問の予約がない者の訪問については、各省庁の判断により、これを柔軟に受付。

### 3 訪問時間・方法

#### (1) 訪問開始時刻

午前9時以降（第1クールについては午前8時30分以降）

#### (2) 終了時刻

受験者を早期に帰宅させるよう最大限配慮する。（可能な限り午後8時までとし、午後10時以降は実施しないことを徹底する。）

#### (3) その他

- 民間企業の面接等がある受験者の行動を過度に制限することのないよう配慮する。
- 授業、試験、留学、教育実習等学生の事情を十分に勘案して面接等を行う。
- 受験者から学事日程等に関する申出があった場合、面接時間等を配慮するとともに、面接機会の付与を含め、当該申出があったことをもって不利益な取扱いを行わない。
- 官庁訪問においては、遠隔地から訪問する受験者等の交通事情等を十分に勘案するとともに、受験者間の公平性を配慮した上で、オンライン面接を積極的に活用する。特に、第1クールにおいては、受験者の選択を尊重し、オンライン面接を希望する受験者には必ずオンラインで対応できるようにする。なお、各省庁の判断により、対面は実施せずオンライン面接のみとすることも可能。
- 受験者の都合に合わせて面接方法を選択できるよう、「初日に来なければ採用しない」等の言動を行わない。
- 受験者間の公平性を担保するため、オンライン面接等や対面による面接といった面接方法の違いにより、学生の評価に差をつけないよう留意。
- 内定、内々定の解禁までの間は、内定、内々定に類似する言動は厳に慎むとともに、受験者が他省庁を訪問する可能性を閉ざすような言動を行わない。

### 4 官庁訪問開始までの広報活動等

第2次試験日（筆記）（5月22日（日））から官庁訪問開始（6月22日（水）午前8時30分）までの間の広報活動等については、以下のとおりとする。

#### (1) 対面による業務説明会

受験者の参加を募る形式で対面により実施する広報活動については、5月23日（月）、6月14日（火）及び16日（木）にあつては終日、5月24日（火）から6月10日（金）までの間（土日を除く）にあつては18時00分以降に各省庁が実施する業務説明会のみとし、可能な限りオンライン会議ツールも併用する。

参考：人事院が主催する業務説明会

（1回目）5月10日（火）～5月19日（木）（全国）

（2回目）6月18日（土）（東京） ※ 参加希望府省のみ

#### (2) 対面による業務説明会以外の広報活動

（1）の対面による業務説明会以外の広報活動については、各省庁のホームペー

ジ、メーリングリスト、SNS（フェイスブック、ツイッター等）、オンライン会議ツール等により、受験者等に対して広く一斉に情報発信を行うことは差し支えない。

(3) 電話、メール等による連絡

受験者から省庁側に対して、個別に電話、メール等による問合せがあった場合に、問合せ手段に対応した手段を用いて、これに応答することは差し支えない。

(4) その他

官庁訪問開始（6月22日（水）午前8時30分）までは、面接等の選考活動は一切行わない。

官庁訪問開始前の選考活動は厳に慎むとともに、広報活動等の趣旨を逸脱し、外形的に選考活動と判断される行為を行うこともないよう留意。